

札幌医科大学 医学部(任意加入)

学生総合保障制度 のすすめ

(こども総合保険)

大切な学生のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。
今回ご案内する総合保障制度は、保護者の皆様からの強いご要望によって生まれたものです。
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する病気やケガに対する危険も
総合的に補償する制度です。是非この機会にご加入ください。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

24時間補償

個人賠償 国内無制限

学生総合保障制度の特長

- ✓ 補償期間中、**1日24時間**(学校の休みの日も) 補償します。
- ✓ 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり重度の後遺障害が生じた場合、**育英・学資費用** を補償します。
- ✓ 学生があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任**を補償します。
示談交渉サービス* がセットされています。
*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。
国内のみのサービスとなります。
- ✓ 学生が**ケガ**をした場合に補償します。
- ✓ **ニーズに応じたプラン** をご用意しています。
- ✓ 「健康」「医療」「弁護士」相談サービス が受けられます。
- ✓ 学生が**病気**を発病した場合に**補償**します。
- ✓ **細菌性食中毒**または**ウイルス性食中毒**を補償します。



ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。
特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、本書裏面の取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

申込締切日

加入依頼書 2026年3月25日(水)

WEB 2026年3月31日(火)

WEB申込: 2027年1月30日まで可能です。

4月1日以降加入の場合、申込日翌日が補償開始日となります。

保護者のご希望をカタチにした 『学生総合保障制度』 です。

(補償内容の詳細は、本書「補償概要」のページをご覧ください。)

■基本補償

●個人賠償責任補償

学生やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。
※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。
※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。



●育英・学業(学資)費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、学生がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。
※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

●細菌性食中毒補償

学生が摂取したもので細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●特定感染症補償

学生が補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症)(注)を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。※補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。(注)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

●借家人賠償責任補償

学生があやまって借戸室を損壊し、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

●傷害医療費用補償

学生がケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入院時の交通費などを補償します。

●生活用動産補償

学生が所有する身の回り品や家財などに、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。※眼鏡など一部補償対象外の物があります。

●救援者費用等補償

学生が旅行で遭難した場合などに、捜索救助費、親族などが現地へ向かう交通費・宿泊費、現地からの移送費などを補償します。

●被害事故補償

学生が犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

●携行品損害補償

学生が携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。※自転車など一部補償対象外の物があります。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●疾病による学業(学資)費用補償

扶養者の方が補償期間中に病気を発病し亡くなった場合に補償します。※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象となりません。

●熱中症補償

学生が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

■病気の補償 (D1・A1・E1・B1・F1・C1プランの場合)

補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

●疾病入院医療保険金

学生が補償期間中に発病した病気の治療のため、1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じて保険金をお支払いします。

1泊2日の入院から
補償します

●疾病手術医療保険金

学生が補償期間中に発病した病気の治療のため、所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。



●疾病入院療養一時金

学生が補償期間中に発病した病気の治療で、60日以上継続入院が必要であると医師に診断された場合に、一時金をお支払いします。

60日以上入院診断に
対して支払われます

補償期間
(保険期間)

2026年4月1日午前0時 から 2032年3月31日午後4時 まで
(学業費用の支払対象期間終了日2032年3月31日)

病気補償付
おすすめ

病気補償付
おすすめ

プラン表(補償項目/保険金額)		A1 プラン (自宅学生用)	B1 プラン (自宅学生用)	C1 プラン (自宅学生用)	D1 プラン (下宿学生用)	E1 プラン (下宿学生用)	F1 プラン (下宿学生用)
制度掛金(保険料) (一時払)		130,000円	84,000円	52,000円	140,000円	94,000円	59,000円
基本	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	国内の事故: 無制限 国外の事故: 3億円	2 億円	1 億円	国内の事故: 無制限 国外の事故: 3億円	2 億円	1 億円
	育英費用 (一時金) ★	300万円	300万円	100万円	300万円	300万円	100万円
	学業(学資)費用 (支払年度あたり支払限度額) ★	50 万円	50 万円	50 万円	50 万円	50 万円	50 万円
	死亡保険金 ●■	153.1万円	167.8万円	120 万円	147.1万円	161.8万円	111.1万円
	後遺障害保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	153.1~約6.1万円	167.8~約6.7万円	120~約4.8万円	147.1~約5.8万円	161.8~約6.4万円	111.1~約4.4万円
	入院保険金 ●■ 日額(180日限度) ★▲	2,200円	2,200円	1,500円	2,200円	2,200円	1,500円
傷害 (ケガ) 補償	手術保険金 ●■ (1事故あたり1回)手術の際の 入院の有無によって入院保険金(日額)の 10倍の有無によって入院保険金(日額)の 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
	通院保険金 ●■ 日額(90日限度)	1,300円	1,300円	900 円	1,300円	1,300円	900 円
特約	疾病による学業費用 【学資費用】 ★ (支払年度あたり支払限度額)	学業(学資)費用と 同額を補償します	補償されません	補償されません	学業(学資)費用と 同額を補償します	補償されません	補償されません
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります
	借家人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	補償されません	補償されません	補償されません	500万円	500万円	400万円
	生活用財産補償 (保険年度あたり支払限度額)(自己負担額 火災なし、盗難3万円、その他1万円)	補償されません	補償されません	補償されません	50 万円	50 万円	40 万円
	被害事故補償 (1事故あたり支払限度額)	1,000万円	1,000万円	200万円	1,000万円	1,000万円	200万円
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります
	特定感染症補償 (葬祭費用なし) 【補償範囲を拡大する特約】	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります
	傷害医療費用 ● (1事故あたり支払限度額) ★	50 万円	50 万円	補償されません	50 万円	50 万円	補償されません
	救護者費用等補償 ● (保険年度あたり支払限度額)	500万円	500万円	200万円	500万円	500万円	200万円
	携行品損害補償 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額 3,000円)	10 万円	10 万円	10 万円	補償されません	補償されません	補償されません
病気	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上の入院) (60日限度)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	疾病手術医療保険金 手術の際の入院の有無によって 疾病入院医療保険金(日額)の 10倍の有無によって入院保険金(日額)の 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
	疾病入院療養一時金 60日以上入院が必要と診断された場合	20 万円	20 万円	10 万円	20 万円	20 万円	10 万円

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

保険金お支払例

【補償内容：D1プランの場合】

個人賠償責任

保険金合計

15,745,000円



帰宅途中、雨が降ってきたので急いだところ、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人賠償責任
15,745,000円

育英・学業(学資)費用

保険金合計 3,500,000円

扶養者が交通事故で死亡した。

- 育英費用・・・ 3,000,000円
- 学業(学資)費用・・・ 500,000円



傷害(ケガ)

保険金合計 35,000円

クラブ活動中、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

- 入院保険金・・・ 22,000円
(2,200円×10日)
- 通院保険金・・・ 13,000円
(1,300円×10日)
- 傷害医療費用を実費でお支払いします。



病気

保険金合計 270,000円

虫垂炎が悪化し、腹膜炎を併発し60日以上入院、手術を受けた。

- 疾病入院医療保険金・・・ 60,000円
(1,000円×60日限度)
- 疾病手術医療保険金・・・ 10,000円
- 疾病入院療養一時金・・・ 200,000円



この悩み、
誰に相談したら...



ご加入すると
ご利用いただけるサービス

お悩みに応じた
窓口
おつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを
聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



みんなの
相談
ダイヤル

メンタルケア
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン
アレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

B-230554